

土岐市雇用調整助成金
申請等手数料補助金
について

土岐市市地域振興部産業振興課

〒509-5102

土岐市土岐津町土岐口2101番地

TEL(0572)54-1111 内線 321・322 FAX(0572)55-7763

◆土岐市雇用調整助成金申請等手数料補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士または弁護士（以下、社会保険労務士等）に依頼した場合に要した経費の一部を補助する制度です。

◆補助対象者

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 市内で現に事業活動を行っている者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（緊急対応期間特例）の適用期間（以下「緊急対応期間」という。）の休業に係る雇用調整助成金等の支給を申請した者
- (4) 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年土岐市告示第114号）第3条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 市税を滞納していない者

※国もしくは他の地方公共団体等からの助成を受けている場合は、対象となりません。

◆対象経費

緊急対応期間の休業に係る雇用調整助成金等の支給申請（当該申請の前に行う雇用調整助成金に係る休業等実施計画届又は緊急雇用安定助成金に係る休業実施計画届の提出を含む）に要する経費のうち、社会保険労務士等に当該申請事務を委託した場合に要する経費。

◆補助額

対象経費の1/2以下の額 ※千円未満切捨て
ただし、5万円を限度とし、申請は1回限りとする。

◆提出書類

- (1) 土岐市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
※社会保険労務士等への支払いを全て終えた日から90日以内に提出すること。
ただし、支払いが複数回に分かれる場合は、補助上限を超えた時点で申請できるものとする。
申請期限：令和3年3月31日（水・当日消印有効）
- (2) 雇用調整助成金の休業等実施計画届及び支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金の休業実施計画届及び支給申請書の写し
- (3) 社会保険労務士等への雇用調整助成金等の支給申請事務の委託に係る領収証等の写し
- (4) 市税の完納を証明する書類
※確認・誓約事項を承諾する場合は不要です。
- (5) その他市長が必要と認める書類

◆申請方法

窓口での「密集」「密接」を防ぐため、郵送による申請を原則とします。

- (宛 先) 〒509-5192（住所不要）
土岐市役所産業振興課商工係 行